

2016年3月16日
全国港湾15発第88号

各 四役・中央執行委員
単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



第3回中央港湾団交における「行動の自由の留保」通告に関する指示

既報の通り、3月16日に開催した第3回中央港湾団交において、組合側は、日港協の回答を不満として「行動の自由を留保する」ことを通告した。

については、各単組、地区港湾は、下記の取り組みを行うよう指示する。

記

1. 各単組は、第3回中央港湾団交において「行動の自由を留保する」と通告したことをふまえ、全国港湾中央闘争委員会の決定があり次第、直ちに実力行使を実施できる体制の準備並びに、当該労使における実力行使に必要な所要の手続きを完了すること。
2. 各地区港湾は、「行動の自由を留保する」と通告したことをふまえ、全国港湾中央闘争委員会の決定があり次第、直ちに実力行使を実施できる体制を準備すること。

以 上